

入 札 予 報

委託業務番号	令和4年度 第173号	
委託業務名称	第1プラント水処理用活性炭入替・再生業務	
委託業務場所	別紙仕様書のとおり	
履行期間	契約締結日の翌日から 〃日開 令和4年10月28日まで	
入札日時	令和4年6月7日 午前9時45分	
入札場所	長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ管理棟 会議室	
No.	業者名	委託業務概要
1	浅野アタカ(株)大阪支店	第1プラント水処理用活性炭入替・再生業務
2	(株)日吉	
3	(株)クレハトレーディング大阪支店	
4	クボタ環境エンジニアリング(株)大阪支社	
5	三興商事(株)大垣営業所	
6	ミザック(株)	
7	(株)ライフ	
8	(株)テックアシスト	
9	(株)北村	
10	(株)クボタ	
11	(有)伊香清掃センター	
12	(株)タクマテクノス西日本支社	
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

くじになった場合に備えての3桁以内の任意の数字記入欄		
※記入がない場合は000とみなす		

入 札 書

1 入札金額 (総額・税抜)			億	千	百	十	万	千	百	十	円
2 委託業務番号	令和4年度 第173号										
3 委託業務名称	第1プラント水処理用活性炭入替・再生業務										
4 委託業務場所	別紙仕様書のとおり										
5 入札保証金額	免除										

上記の金額をもって契約したいので、仕様書、契約書案および湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）ならびに指示事項を承知して入札いたします。

なお、同価の入札をした者が2者以上ある場合、くじ引きの結果について不服申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所

入札者 商号又は名称

代表者氏名

印

契約担当者

湖北広域行政事務センター管理者 職務代理者
湖北広域行政事務センター副管理者 浅見宣義

「入札書の送付方法」

郵便入札の送付方法は、入札書を入れた封筒をさらに別の封筒に入れて郵送していただくこととします。なお、封筒のサイズは問いません。

二重封筒になっていない場合は失格としますので、御注意ください。

【入札書郵送方法】

- (1) 入札書は、案件名及び開札日を明記した封筒に入れてしっかりと糊付けし封緘する。
- (2) 内訳書の提出が指示されている場合は、入札書と一緒に①の封筒に入れる。
- (3) (1) の封筒をさらに別の封筒に入れて、その封筒の裏面に次の事項を記載して、**一般書留又は簡易書留**で入札書送付先に郵送する。
 - ①案件名 ②開札日 ③入札者の名称
 - ④入札者の電話番号 ⑤FAX番号 ⑥担当者氏名
- (4) 複数の案件を同封される場合（送付先が同じ場合に限る。）は、必ず**案件ごとに内封筒を作成してください**。また、入札書の入れ間違いには十分ご注意ください。

(1) 内封筒（表）

案件名	令和○年度 第○号 ○○委託業務
開札日	令和○年○月○日

(2) 内訳書

入札書	+	内訳書 (指示がある場合)
-----	---	------------------

(1) 内封筒（裏）

印	糊付けし、入札書の印と同じ印で封緘する
---	---------------------

(3) 外封筒（表）

〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター 総務課 宛	簡易書留 一般書留	入札書在中と朱書してください
入札書在中		

(3) 外封筒（裏）

①案件名
②開札日
③入札者の名称
④入札者の電話番号
⑤入札者のFAX番号
⑥担当者氏名

令和 年 月 日

入 札 辞 退 届

湖北広域行政事務センター管理者 職務代理者
湖北広域行政事務センター副管理者 浅見宣義 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

- 1 委 託 業 務 番 号 令和4年度 第173号
- 2 委 託 業 務 名 称 第1プラント水処理用活性炭入替・再生業務
- 3 委 託 業 務 場 所 別紙仕様書のとおり

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。

辞退理由

※1 この届は、入札執行前に総務課（〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地）に郵送又はFAXにて提出（入札日までに到達するものに限る。）してください。

※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をしてください。

※3 入札を無断で辞退することがないように十分留意してください。

特記仕様書

委託業務番号 令和4年度 第173号
委託業務名称 第1プラント水処理用活性炭入替・再生業務
委託業務場所 滋賀県長浜市湖北町海老江1049番地
湖北広域行政事務センター 第1プラント
委託業務期間 契約締結日の翌日から令和4年10月28日まで

第1 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（平成28年4月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（平成31年4月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第1条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第2条

1 安全管理

- (1) 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- (3) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- (5) 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務において、業務委託内容外においても不良箇所が発見された場合については、直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (3) 本業務は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを作業時間とする。ただし、監督職員が事前に承諾した場合は前記時間以外に作業できるものとする。
- (4) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。ただし、機器の特殊性による備え付けの補修工具を必要とする場合は除く。
- (5) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。また、業務上必要な場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させること。
- (6) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように保護養生し、十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (7) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (8) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、委託費に含まれるものとするが、実施内容によりその都度協議するものとする。
- (9) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(工事等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は受注者とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(材料)

第6条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

(守秘義務)

第8条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	1	業務報告書	1
現場代理人等届	1	業務写真	1
工程表	1	業務完了届	1
施工計画書		請求書	1
その他監督職員が指示するもの	1	その他監督職員が指示するもの	1

業務内容

第1 業務概要

本業務は第1プラント施設の水処理用活性炭入替・再生業務を行うものである。

第2 作業条件（現場条件）

本業務は、稼働中の第1プラント施設での業務であり、高所作業及び酸素欠乏危険作業を伴うので、作業員の転落防止、器物等の落下事故等の防止及びその他関連作業の安全対策を講じるとともに、タンク内作業前には必ず酸素濃度を測定し安全を確認してから着手すること。また、タンク内作業中は、送風機を使い換気を充分に行うなど労務災害防止に万全を期すこと。

第3 業務内容

- (1) 引抜量は、吸着塔1塔の活性炭（約18.3m³）を全量引抜、タンク内部の腐食等の状況写真を付けて報告すること。
- (2) 再生炭の投入量は、別添「再生炭規格」に明記する歩留を保証し、再生目減り分については、新炭を補充すること。
- (3) 再生炭および新炭の品質は、別添「再生炭規格」、「新炭規格」によること。
- (4) 上記、再生炭の性能分析証明書を提出すること。

第4 業務の回数

年1回とする。

第5 委託業務期間

業務の委託期間は次のとおりとする。

- (1) 業務を行う期間
契約締結日の翌日から令和4年10月28日まで（※委託期間内に完了検査を含む。）
- (2) 活性炭引き抜き作業
 - ・センターが指定する日
 - ・準備から完了までの作業とし、8時間以内（ただし、センターの執務時間内午前8時30分～午後5時15分）とする。
- (3) 活性炭の搬出
活性炭引き抜き作業が完了した日とする。
- (4) 再生炭の搬入
搬出の日から30日以内のセンターの指定する日。

- (5) 活性炭の投入（吸着塔への充填）
- ・投入は原則として、再生炭の搬入日とする。
 - ・準備から完了までの作業とし、8時間以内（ただし、センターの執務時間内午前8時30分～午後5時15分）とする。
- (6) 上記（1）～（5）については、前項の「業務の回数」に記す回数すべてに適用する。

第6 提出書類

次の関係書類はその都度提出すること。

- (1) 劣化炭数量の証明書
- 引き抜き劣化炭の数量（単位：m³）を証する書類を提出すること。
- なお、劣化炭数量は、JIS K 1474より乾燥減量を分析し、無水重量に換算した値である。
- (2) 再生炭数量の証明書
- 投入する再生炭の数量（単位：m³）を証する書類を提出すること。
- ただし、証明書は証明書を発行した者の氏名（職名を明記）及び捺印を付したものであること。

第7 その他

- (1) 業者の決定は、引き抜き・搬出・再生・搬入・充填等全ての経費に係る総額が最低価格の者を落札者とする。
- (2) 業務完了後において、完了報告書と作業中の写真を提出すること。
- (3) 本業務に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- (4) 施工にあたっては十分な事前調査を行うこと。
- (5) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、請負費に含まれるものとする。
- (6) 本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。

再生炭規格

1. 再生炭の種類

再生する活性炭（劣化炭）は破碎炭とする。

2. 規格

再生後の活性炭（再生炭）の規格は次のとおりとする。

項目	規格
充填密度	0.47 (g/cm ³) ~ 0.52 (g/cm ³)
硬度	90%以上
強熱残分	5.0%以下
乾燥減量	風乾重量に対し2.0%以下
粒度	8~32メッシュ
ヨウ素吸着量	1000mg/g以上
メチレンブルー脱色力	180ml/g以上
pH	7

3. 数量（1回当たり）

16.47 m³

4. 再生炭歩留保証

- (1) 再生炭の歩留は槽容量の90%である16.47 m³以上を保証すること。
- (2) (1) の再生容量の算出は次式にて行う。

再生容量 (m³)

$$=(\text{再生炭換算重量 (kg)} / (\text{再生炭の充填密度 (g/cm}^3)) \times 1,000) \geq 16.47 \text{ m}^3$$

- (3) 活性炭吸着塔容量の90%以上再生した場合、その90%を超える再生炭は当センターが無償で引き取ることとする。
- (4) 活性炭吸着塔容量の90%を下回った場合は落札者の責任において、90%になるように新炭で充填する。その場合はエバダイヤ LG-20S と同等品で次頁の仕様のものとする。

新炭規格（再生容量が90%を下回った場合の補償）

1. 新炭の種類

- (1) 活性炭（新炭）は破碎炭とする。
- (2) エバダイヤ LG-20S と同等品とする。

2. 規格

活性炭（新炭）の規格は次のとおりとする。

項 目	規 格
充填密度	0.4 (g/cm ³) ~ 0.5 (g/cm ³)
硬度	90%以上
強熱残分	5.0%以下
乾燥減量	風乾重量に対し2.0%以下
粒度	8~32メッシュ
ヨウ素吸着量	1000mg/g以上
メチレンブルー脱色力	190ml/g以上
pH	7

3. 同等品確認

エバダイヤ LG-20S と同等以上の物品を可とする。その場合、成分を満たしていることが確認できるカタログ等を提出し、同等品であることの事前承認を受けること。

- ・提出期限 令和4年6月1日（水）17時まで
- ・提出先 湖北広域行政事務センター 第1プラント 担当：藤田
長浜市湖北町海老江1049
TEL：0749-69-0181
FAX：0749-79-1237
- ・同等品の承認結果は、令和4年6月2日（木）17時までに申請者のみにFAXで回答する。なお、承認結果が「不可」の場合は、入札に参加できないものとする。